

## 令和5年7月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年7月4日（火）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が7月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
1番 後藤 聖憲 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 宮田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員  
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

2番 藤嶋 祐美 委員

### 農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

### 農林振興課職員

大津 賢治 主幹

### 付議議案

- 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第40号 議決の抹消について（農用地利用集積計画）
- 議案第41号 議決の抹消について（農用地利用集積等促進計画）
- 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議案第 44 号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 暫く議長をさせていただきます。

それでは議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は議席 2 番の藤嶋 祐美委員が欠席となっており、出席委員は 11 名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号 5 番 圭田 忠公委員と、議席番号 6 番 野上 政憲委員に議事録署名をお願い致します。

議 長 議案審議に入ります。

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案 1 ページをご覧ください。

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 7 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 1,810 m<sup>2</sup> 外 16 筆 合計 16,914 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 2、(畑) 234 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 3、(畑) 3,063 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 7,526 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 3 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

6 月 23 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後 藤 私、後藤より、柳井委員と関係者と 6 月 23 日に実施しました、議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 4 筆の田と 13 筆の畑です。そのうち、田については 3 筆で水稻が作付けされ、畑の 2 筆については農業用倉庫が建てられています。その他の田と畑は草刈り等により管理されています。許可後は田では水稻、畑ではサツマイモの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件につい

ては、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は甘夏やビワなどの果樹が作付けされています。許可後もこれまでと同様の管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の畑で、譲受人が借りてハウスでパプリカが作付けされています。許可後もこれまでと同様の管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 15 地区 徳丸推進委員さん、お願いします。

徳 丸 第 15 地区、推進委員の徳丸です。

推進委員 番号 1 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

畑については、1 筆以外は荒れていましたが、草刈りが行われていました。田については、3 筆で水稻が作付けされています。

許可後は田では水稻、畑ではサツマイモの作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして第 5 地区、平松推進委員さん、お願いします。

- 平 松 第5地区、推進委員の平松です。
- 推進委員 番号2の畠については、売買により所有権を取得するものです。
- 申請地は1筆の畠で、現在は甘夏やビワなどの果樹が作付けされています。許可後もこれまでと同様の管理を行うとのことです。
- 特に問題は無いと思われます。
- 議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
- 質疑なし—
- 議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。
- 本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。
- 事務局人数確認—「全員挙手」—
- 議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
- 次 長 議案書の4ページをお開きください。
- 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。
- 令和5年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二
- 番号1、(畠) 384m<sup>2</sup> については、所有権の移転を行い、自家用の駐車場を増設するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳井 委員 私、柳井より、6月23日に実施しました議案第39号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。申請地は譲受人の自宅前にある1筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第40号 農用地利用集積計画の取り消し及び議案第41号 農用地利用集積等促進計画案の取下げについて、関連がありますので一括して事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の7ページをご覧ください。説明に入る前に一部訂正をお願い致します。

議案第40号の本文中、上から3行目と7行目に記載の「下記の理由により取下げ」もしくは「本件について取下げ」という形で「取下げ」にしておりますが、「取り消し」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明を致します。

議案第40号 農用地利用集積計画の取り消しについて、令和5年4月定例総会 議案第25号 農用地利用集積計画について、賃借人 大分県農業農村振興公社、賃貸人Aの件については下記理由により取消していいか提案する。

本件は、中間管理事業による賃貸借の手続き中で、相続未登記物件のため、賃貸人Aを代表者として賃貸借を進めていたところ、過半数の相続権者からの同意が得られなくなった。そのため、本件について取消しを提案するものである。

令和5年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

続いて、議案第41号も説明致します。議案書の8ページをお開きください。

議案第41号 農用地利用集積等促進計画案の取下げについて、令和5年4月定例総会 議案第27号 農用地利用集積等促進計画案について、賃借人B、賃貸人Aの件については下記理由により取下げてよいか提案する。

本件は、中間管理事業による賃貸借の手続き中で、相続未登記物件のため、賃貸人Aを代表者として賃貸借を進めていたところ、過半数の相続権者からの同意が得られなくなった。そのため、本件について取下げを提案するものである。

令和5年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課となりますので、詳細については担当課より説明をしていただきたいと思います。

大 津 おはようございます。農林振興課の大津です。

主 幹 議案第 40 号、41 号につきまして、説明をさせていただきます。

いずれも中間管理事業による賃貸借となっております。農地の所有者から中間管理事業を行っている大分県農業農村振興公社が一旦農地を借りて、それを耕作者へ賃貸借をするという流れになっております。その中で、農地の所有者の賃貸人 A が代表者として、賃借人 B へ賃貸借されるということで一括して提案させていただきました。

現在、中間管理事業を行っている大分県農業農村振興公社へ書類を提出し、審査を受けていたところ、賃貸人 A を代表者として賃貸借をするようになっていた農地につきましては、相続関係を明らかにして同意書を頂いていたのですが、その中で同意されている方が過半数に満たしていないということで指摘がございました。改めて過半数以上の同意を得ようと思っていたのですが、得られなくなつたということでこの件につきましては、集積計画並びに促進計画案について、取消しを提案してさせていただくものです。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 40 号 農用地利用集積計画の取り消し及び議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画案の取下げについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号 農用地利用集積計画の取り消し及び議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画案の取下げについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 9 ページをご覧ください。

議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあつたので提案する。

令和 5 年 7 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 7 号）「令和 5 年 7 月 4 日公告予定」になります。

1 ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和 5 年 6 月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。

1 ページの中段やや下、「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、 $7,750 \text{ m}^2$  13 筆、畑については、 $105,691 \text{ m}^2$  53 筆、合計  $113,441 \text{ m}^2$  66 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 33 名に対して、借り手は 10 名となります。各筆明細につきましては、3~7 ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 5 年 7 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 7 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、拳手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員拳手」－

議 長 全員拳手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致し

ました。次に議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の 10 ページをご覧ください。

議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和 5 年 7 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。  
よろしくお願いします。

大 津 農林振興課の大津より説明をさせていただきます。

主 幹 別冊の農用地利用集積等促進計画案で説明します。1~3 ページを説明しますのでご覧ください。

10 名がそれぞれ所有する（畝）19 筆 合計 32,893 m<sup>2</sup> を貸付するものです。農用地の所在は 11 ページに掲載していますのでご覧ください。  
次に 4~9 ページを説明しますのでご覧ください。

14 名がそれぞれ所有する（畝）31 筆 合計 54,573 m<sup>2</sup> を貸付するものです。農用地の所在は 11~13 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 14 ページを説明しますので、ご覧ください。

1 名が所有する（畝）3 筆 合計 10,661 m<sup>2</sup> を貸付するものです。農用地の所在は 15 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 件の促進計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

-質疑なし-

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第44号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の11ページをご覧ください。

議案第44号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

令和5年7月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

大津 農林振興課の大津が引き続き説明致します。

主幹 別紙 農業振興地域整備計画の変更について、説明をさせていただきます。

箇所番号1についてですが、農振除外後は一般住宅用地として利用する計画となっております。転用者は現在、白杵市内の借家に居住しておりますが、新居を建築したいと考えており、自分の子どもが自分の母校の小学校に通えればと話していました。変更申出地以外の場所も検討しましたが、希望条件に合わず、当該地が最適であると考え選定したものであります。

続きまして、箇所番号2についてですが、農振除外後は駐車場用地として利用する計画となっております。転用者は保育園を運営しており、園児を送迎する保護者用の駐車場を設けていますが、停められる台数が少なく、転回もしにくい状況です。そのため、隣接する変更申出地を駐

車場とし、利便性を計りたいとのことです。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものであります。

箇所番号 3 についてですが、農振除外後は一般住宅用地として利用する計画となっております。転用者は戸建て住宅に親と同居しております。新居を建築したいと考えておりますが、生活環境が良いこと、自然災害の影響を受けにくいくこと等を条件に候補地を探しました。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものです。

以上、農業振興地域整備計画の変更について、3 件の提案を申し上げます。

議 長 事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。第 4 地区の中野委員さん、お願いします。

中 野 農業委員の中野です。6 月 23 日に現地調査を実施致しました。

委 員 申請地の登記地目は田であります。耕作されていない空き地となっております。転用後は一般住宅用地として利用するということですが、排水などを配慮した設計をすることで申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限であると考えられます。また、計画の図面も作成されており、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。

以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議 長 第 8 地区の二村委員さん、お願いします。

二 村 農業委員の二村です。6 月 27 日に農林振興課の大津さんと調査を実施致しました。

委 員 申請地の登記地目は畠であります。数本の果樹の栽培がされていますが、北側に接する農地以外は境内地、道路、住宅進入路に囲まれており、申請地を除外しても近隣地への影響は最小限と考えられます。以上のことから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。

以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議 長 第 10 地区の武氏推進委員さん、お願ひします。

武 氏 第 10 地区推進委員の武氏です。番号 3 について、6 月 23 日に調査を実施しました。

推進委員 申請地の登記地目は畠ですが、耕作されていない空き地となっております。転用後は一般住宅用地として利用することですが、排水等を配慮した設計にするということで、申請地を除外しても近隣農家への影響は最小限であると考えられます。また、計画の図面も作成されており、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。

以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をよろしくお願ひ致します。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 44 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。